

令和元年10月15日

お客様各位

仙北信用組合

台風第19号に伴う災害に対する金融上の措置について

このたびの令和元年台風第19号による災害により被害を受けられた皆様に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

仙北信用組合におきましては、今回の大雨等災害に伴い通常のお取引やお手続きが困難な被災者の皆様に、下記のとおり、便宜的なお取扱いを行っておりますので、窓口までご相談ください。

記

1. 各種預金の通帳・証書・お届け印鑑等をなくされた方は、お支払いについて便宜扱いもいたしますのでご相談ください。  
(ご本人様を確認できる資料をできるだけお持ちください。)
2. 定期預金、定期積金等の期限前払戻しについてもご相談ください。
3. このたびの災害による障害のため、支払期日が経過した手形(電子記録債権を含みます)については、関係金融機関と話し合いのうえお取立てができますので、ご相談ください。
4. このたびの災害時における不渡処分については、配慮させていただきます。
5. 汚れた紙幣・硬貨のお引換えをいたします。
6. 災害の復旧に向けての各種ご融資等につきましても、窓口へご相談ください。

※詳しいことは、窓口にお問合せください。

以上